

令和 8 年度大阪市放課後事業に従事する職員研修業務委託募集要項
(公募型プロポーザル)

1 案件名称

令和 8 年度大阪市放課後事業に従事する職員研修業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的・概要

【別紙 1】令和 8 年度大阪市放課後事業に従事する職員研修事業に係る業務委託仕様書（以下「仕様書」という）を参照すること。

(2) 業務内容

【別紙 1】仕様書を参照すること。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 5,021,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間（予定）

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）

ただし、研修の実施は、令和 8 年 12 月から令和 9 年 3 月のうち 20 日間の予定

（小学校の冬休み及び春休み期間を除く）

(5) 履行場所

【別紙 1】仕様書「4 業務内容 （3）研修の運営 ア 研修会場等」を参照すること。

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約方法

「大阪市契約規則」(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)に基づき、委託契約を締結する。
契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書類に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 業務委託契約書案

【別紙 2】「業務委託契約書（経常型）」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

4 応募資格、必要な資格、許認可等

(1) 応募法人等の条件

応募法人等は、法人格を有する団体であること。また、応募法人等の応募に関する条件は以下のとおりとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する欠格事項に該当しないこと。
- イ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- エ 令和 7・8・9 年度大阪市入札参加資格者名簿（物品供給・業務委託）に登録種目「13：その他代行－09：研修－01：研修」で登録していること。

5 事業者選定及び主な事業スケジュール（予定）

・公募開始	令和 8 年 9 月 15 日（火）
・質問受付締切	令和 8 年 9 月 25 日（金）
・質問に対する回答	令和 8 年 10 月 2 日（金）
・参加申請書類の提出期限	令和 8 年 10 月 6 日（火）
・参加資格決定通知	令和 8 年 10 月 14 日（水）
・企画提案書類の提出期限	令和 8 年 10 月 20 日（火）
・プレゼンテーション審査	令和 8 年 11 月 6 日（金）
・選定結果通知	令和 8 年 11 月中旬頃
・契約締結・事業開始	令和 8 年 12 月 1 日（火）
・事業完了	令和 9 年 3 月 31 日（水）

6 応募手続き等に関する事項

（1）参加申請書類の提出及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 公募開始日から令和 8 年 10 月 6 日（火）まで（土・日・祝日除く）
いずれの日も午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
（午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分は除く）
上記日程および時間以外は一切受け付けない。
- イ 提出書類 公募型企画競争参加申出書（様式 1）及び様式 1「2 入札参加資格審査資料」に記載する(2)～(3)の資料【全て A4 版】
- ウ 提出先 「9 提出先・問合せ先」に記載する提出先まで持参すること。なお、提出にあたっては、事前に「9 提出先・問合せ先」に記載する電話番号に電話し、日時を調整のうえ持参すること。（郵送・FAX による提出不可）
- エ 提出部数 正本 1 部、副本 1 部（合計 2 部）
- オ 参加資格決定通知 令和 8 年 10 月 14 日（水）（予定）に「様式 1 公募型企画競争参加申出書」に記載の電子メールアドレスあてメールにて通知する。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 公募開始日から令和8年9月25日(金)午後5時00分まで
- イ 提出方法 質問票(様式3)に記載し、電子メールにより提出すること。
- ウ 提出先 「9 提出先・問合せ先」に記載する電子メールアドレス
- エ 回答 令和8年10月2日(金)に大阪市ホームページに掲載する。ただし、質問が無い場合は掲載しない。

(3) 企画提案書類の提出

- ア 提出書類 企画提案書(様式4)①～④【A4版】
ただし、提案書の総ページ数(表紙及び別添資料を含む。)は30ページ以内とし、文字のポイント数は、10.5ポイント以上とする。
- イ 受付期間 令和8年10月16日(金)、19日(月)、20日(火)
いずれの日も午前9時30分から午後5時00分まで
(午後0時15分から午後1時00分は除く)
上記日程および時間以外は一切受け付けない。
- ウ 提出先 「9 提出先・問合せ先」に記載する提出先まで持参すること。なお、提出にあたっては、事前に「9 提出先・問合せ先」に記載する電話番号に電話し、日時を調整のうえ持参すること。(郵送・FAXによる提出不可)
- エ 提出部数 正本1部・副本(写し)1部(事業者名を記入しているもの)
審査用7部(事業者名や事業者が特定されないよう、会社名、代表者氏名、ロゴマーク等をマスキング(黒塗り)したもの)(合計9部)
- オ 必須記載項目
次の項目について、企画提案書(様式4)を使用して提案すること。
- (ア) 事業の趣旨・目的等を踏まえた実施方針
 - ・本事業の趣旨・目的や本市放課後事業の実情を踏まえて、受託業務を実施していくための基本的な考え方
 - ・発達障がい等の特性がある児童を理解し、対応するために重要だと考えているポイント
 - (イ) 同様・類似の業務実績
 - ・過去5年間における類似業務の実績
 - (ウ) 研修計画書
 - ・実施スケジュール
 - ・研修内容(所要時間・テキスト内容・進め方)
 - ・研修講師等
 - ・実施体制
 - (エ) 経費見積書
 - ・「積算根拠等」欄には、単価及び数量を記載

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、学識経験者等外部有識者により構成する選定会議を開催し、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は選定基準に沿って企画提案書類の審査を行う。

ウ 審査における要求水準は 60%とし、全ての事業者が要求水準（60%）を満たさない場合は、優先交渉権者として選定しない。

エ 応募が 1 者の場合も、本公募は実施するとし、審査の結果、要求水準（60%）を満たす場合は、優先交渉権者として選定する。

オ プレゼンテーション審査

(ア) 実施日時（予定）

令和 8 年 11 月 6 日（金）

(イ) 実施場所（予定）

大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号阿波座センタービル 3 階会議室

(ウ) 内容・方法等

- ・本審査におけるプレゼンテーションは、上記 6（3）アの企画提案書（様式 4）を使用する。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可。
- ・1 者あたりの説明時間は 10 分程度とし、その後 10 分程度、質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書（様式 4）に記載の管理責任者が行うこととし、参加者は 1 者あたり 4 名以内とする。

※審査の詳細については、上記「6 応募手続き等に関する事項 （1）参加申請書類の提出及び参加資格決定通知 オ 参加資格決定通知」に記載する。

※実施日時、実施場所、説明時間等については、変更する可能性がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準（配点割合）

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	審査内容	配点
1 事業の趣旨・目的等を踏まえた実施方針	事業の趣旨・目的を理解しているか	5 点
	本市放課後事業の実情を踏まえているか	5 点
	発達障がい等の特性がある児童を理解し、対応するために重要なポイントを踏まえているか	15 点

2 同様・類似の業務実績	過去５年間に於ける類似業務の実績があり、本研修の実施に足る専門性やノウハウを有しているか	5 点
3 研修計画書	事業の実施計画が適当であり、かつ、研修の開催スケジュールが受講者にとって、無理なく受講できるものとなっているか	10 点
	研修講師やテキスト内容等が発達障がい等の特性がある児童に対する育成支援についての意識及び知識の向上やスキルアップを図るものとなっているか	30 点
	本市放課後事業支援員の理解度に合わせた研修内容となっているか	10 点
	研修を円滑に遂行できる人材を確保した体制となっているか	10 点
4 経費見積書	研修経費について、積算根拠が詳細に示されており、かつ、事業の実施にあたり必要な内容となっているか	10 点

ア 上記の選定基準に基づき、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が２者以上（同点）の場合

(ア)「３ 研修計画書」の合計得点が高い者を優先交渉権者とする。

(イ)「３ 研修計画書」の合計得点と同じ場合は、「１ 事業の趣旨・目的等を踏まえた実施方針」の合計得点が高い者を優先交渉権者とする。

(ウ)「１ 事業の趣旨・目的等を踏まえた実施方針」の合計得点と同じ場合は、「４ 経費見積書」の合計得点が高い者を優先交渉権者とする。

(エ)「４ 経費見積書」の合計得点も同じ場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(３) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接間接を問わず、接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

カ 提出された企画提案書類等が次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

キ 経費見積書の総合計金額（税込）が、「2 業務内容に関する事項（3）事業規模（契約上限額）」に記載する上限額を超えているもの

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後すみやかに、審査を行った全ての事業者へ通知し、また、大阪市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 申出書類、企画提案書類の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、応募法人等の負担とする。

イ 採用された企画提案書類は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての提出物は返却しない。

エ 提出された企画提案書類は、審査・業者選定の用以外に応募法人等へ無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）

オ 参加申出書、企画提案書類等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。（ただし、発注者が補正等を求める場合を除く。）

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 本委託業務の履行にあたっては、契約内容を遵守し、提案内容については発注者と調整した上で、誠実に履行すること。

ク 企画案の一部変更及び不採用を決定することがある。

9 提出先・問合せ先

〒550-0012 大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 3 階

大阪市こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ

電話 06-6684-9573・FAX 06-6684-9283

電子メールアドレス：fb0005@city.osaka.lg.jp